

# 円卓会議のあり方についての主要論点

## 1. 円卓会議の位置付けと名称について

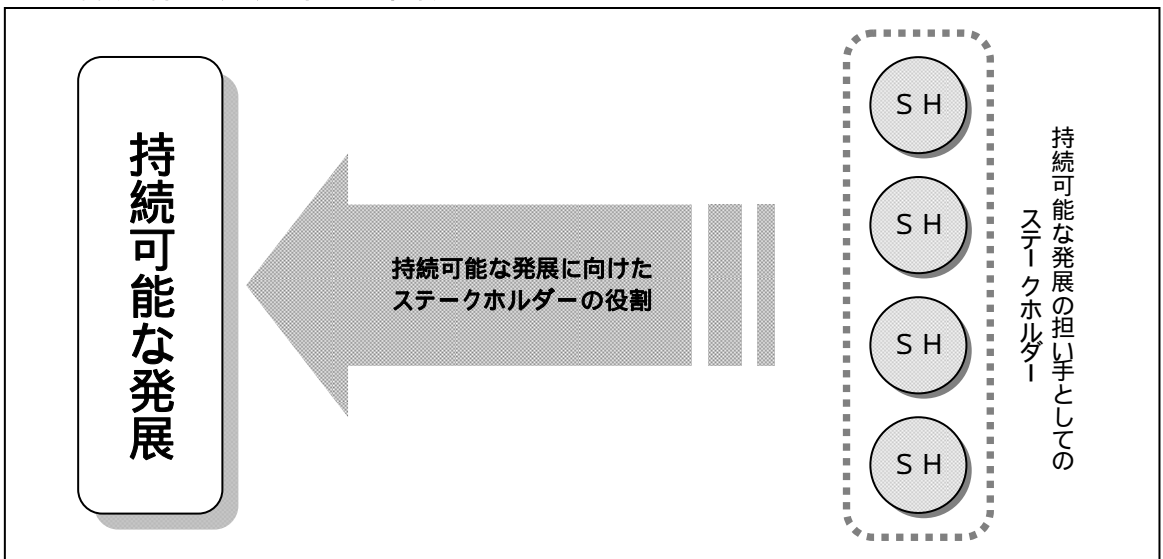
### (1) 円卓会議の位置付け (その1: 政府以外の主体の役割との関係)

#### 概念上の整理

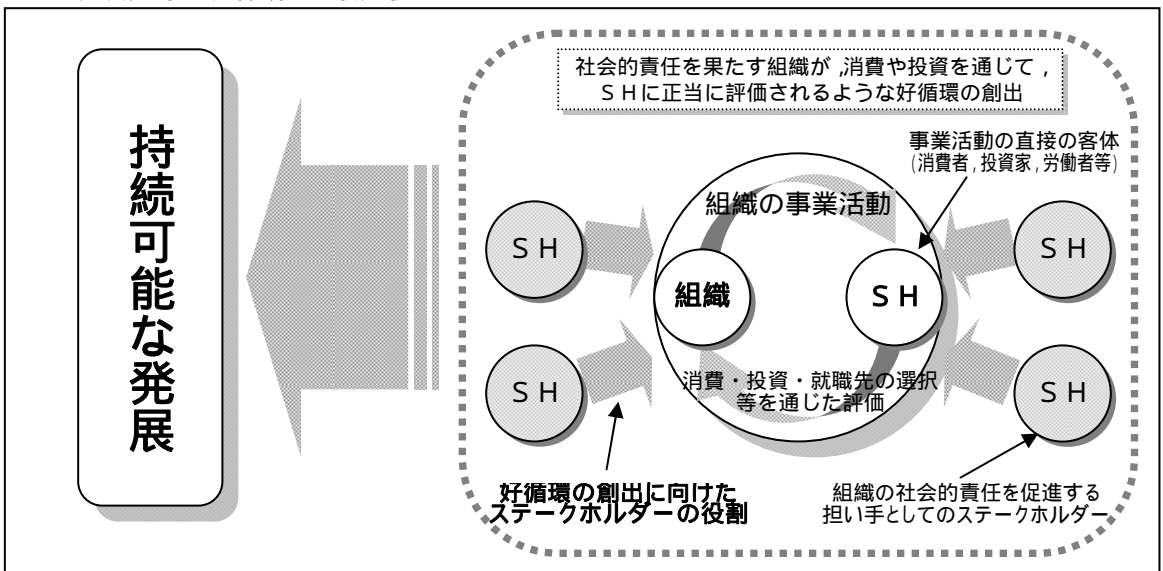
持続可能な発展に対するステークホルダーの貢献のあり方は、概念上、A) 持続可能な発展の担い手としての役割と、B) 組織の社会的責任の取組を促進する担い手としての役割の二つに整理することができるのではないかと考えられる。

両者が前提とするステークホルダー概念は、A) が我が国における持続可能な発展についての公共統治に参与する主体を指すのに対して、B) は特定組織の意思形成や行動に参与する主体に主眼が置かれる点で異なっている。

#### A. 持続可能な発展に向けた協働



#### B. 組織の社会的責任の取組促進



## 円卓会議の位置付けと名称

の概念整理に関連して、以下の点に留意する必要がある。

- ・ はあくまで概念上の整理であり、現実の取組においては分類が困難であるか、分類して捉える必要性に乏しい場合が多い。特に、純粋にAのみに分類される取組は少なく、間接的な影響も含めればほとんどの取組がBの側面も有する。

例えば、リサイクル製品や省エネ家電の購入、家庭での節電やゴミ減量などは、消費者の自覚の面では同一線上にある場合もある。

- ・ 影響力の大きさに鑑みれば、組織の活動のあり方は持続可能な発展のために極めて重要であり、名称のいかに関わらず、組織の社会的責任の取組及びその促進に向けたステークホルダーの役割は円卓会議の主要課題であるべきではないか。

- ・ 国民生活審議会が示す基本方針によれば、円卓会議はAとBの両方を念頭に置いている。

円卓会議は、広範なステークホルダーの代表が参加した新たな社会的合意形成や取組促進の枠組み(マルチステークホルダー・プロセス)を提供することで、我が国が目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿を広範な主体で共有し、その実現に向けた協働を推進するとともに、積極的な取組を行っている組織が、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択等を通じて、ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出すための環境整備を総合的かつ戦略的に推進する。

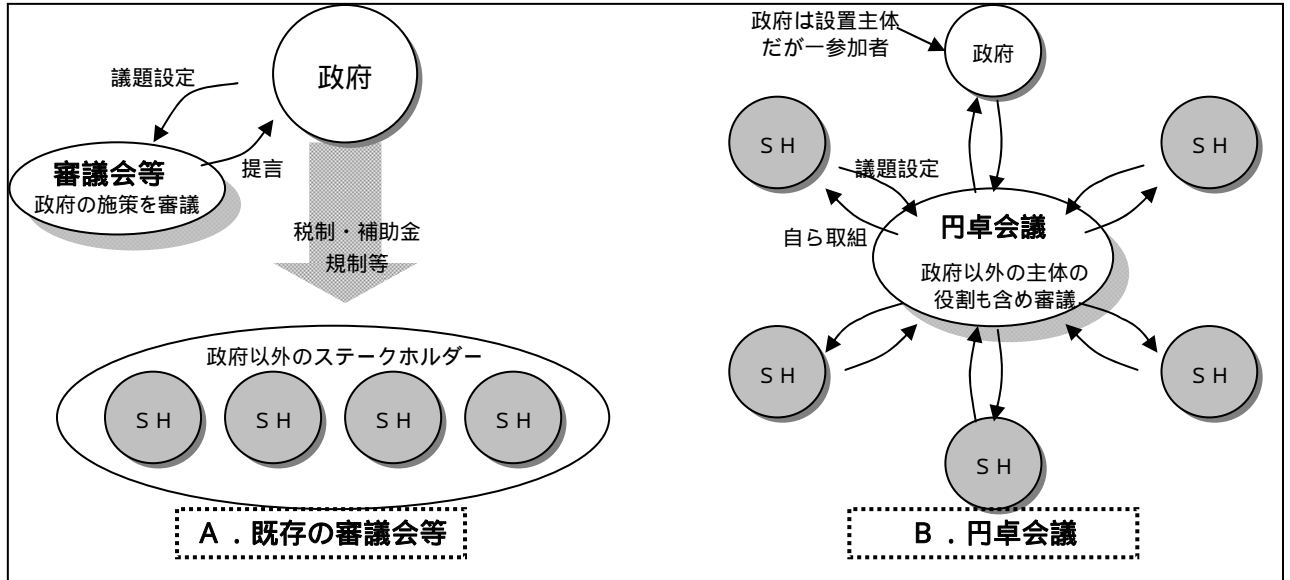
(平成20年4月3日国民生活審議会意見より抜粋)

以上を踏まえ、「安全・安心」「持続可能な発展」「社会的責任」などのキーワードを表現するものとして、どのような名称が円卓会議の趣旨に相応しいか。また、略称はどうか。

## (2) 円卓会議の位置付け(その2: 政府の役割との関係)

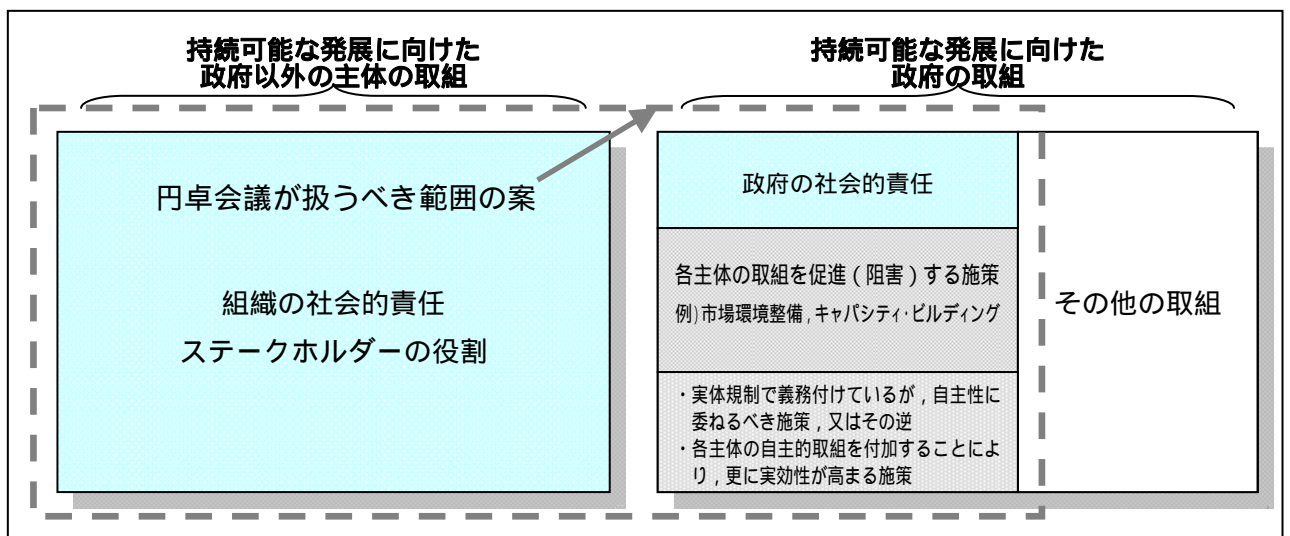
### 既存の審議会等と円卓会議の違い(確認)

既存の審議会等は、政府任命の学識経験者等によって構成され<sup>1</sup>、政府の施策を中心に審議を行うのに対し、円卓会議は政府も含むステークホルダーの代表者によって構成され、各主体が自らイニシアティブをもって取り組む活動について議論を行う。



### 政府の個々の施策との関係

ただし、持続可能な発展に向けた政府の役割には、規制など既存の政策ツールも含め極めて多様な取組が想定されるが、組織の社会的責任等と関係が薄い取組や既存の審議会等で十分な審議がされている取組も多く、各ステークホルダーが円卓会議に割ける資源(委員としての参加など)に鑑みても、全ての課題を重複して取り扱うことは非効率。そこで、円卓会議の取扱い範囲は、下図のように考えてはどうか。



<sup>1</sup> 審議会等について定めた国家行政組織法第8条は、「国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関」としている。ただし一部の審議会では、法令に基づき、特定のステークホルダー代表を委員として任命することとされている。

## 政府が示す目指すべき社会像や戦略との関係

### 1) 当面の考え方

円卓会議での議論の前提として、国として目指すべき持続可能な社会の姿を参加主体で共有することが不可欠。

持続可能な発展について広範なステークホルダーの役割を含む包括的な国家戦略を策定・共有することは、1992年の地球サミット以来の国際的な要請である。しかし我が国では、こうした戦略について、狭い範囲での環境面を中心に議論されることが多く<sup>2</sup>、エネルギー、食料、人口、教育、労働、人権、交通、コミュニティなど、環境と社会と経済を包括的に取り扱った議論が十分なされていない。もちろん、政府には持続可能な発展と関連の深い行政計画等が存在し、審議会等における議論を経て、目指すべき社会像や各主体に期待される役割についても記載がなされている。しかしながら、諸外国の持続可能な発展戦略に比べると部分的であるとともに、本格的なマルチステークホルダー・プロセスによる共有が図られていない。そこで、円卓会議の位置付けを以下のように整理してはどうか。

#### < 当面の考え方 >

円卓会議は、に示した範囲の議論を行うために必要な限りにおいて、既存の行政計画等を尊重しつつ、従来の議論に欠落していた分野を補完しながら、目指すべき持続可能な社会の姿についてより包括的なビジョンを審議・共有する。関連する政府の施策についても、に示した範囲において必要な提言を行う。

#### (参考) 持続可能な発展に向けた諸外国政府の関わり (詳細は「参考」を参照)

持続可能な発展に向けた政府の関わりは国によって多様であるが、特に欧州諸国を中心に、目指すべき持続可能な社会の姿についての包括的なビジョンやその実現に向けた戦略を定めるとともに、その策定過程等にマルチステークホルダー・プロセスを導入し、広範な主体でこれを共有している。

### 2) 中長期的な課題についての関わり

近年、食糧問題やエネルギー問題など地球規模の持続可能性と我が国経済社会のそれとの連関はかつてないほどに増幅しており、1990年代以降の国際社会の要請に加え、今改めて、持続可能な発展という観点から国としての戦略を総合的に問い直す必要性が高まっている。したがって、に示した範囲に限らず、持続可能な発展に関する上位戦略を策定するとともに、策定過程にマルチステークホルダー・プロセスを導入してこれを国民全体で共有することは、我が国の重要な課題である。

円卓会議はこれを先行して部分的に実現する試みでもあり、その経験は今後の議論にとっても重要であることから、円卓会議の位置付けについて以下のように整理してはどうか。

#### < 中長期的な課題についての関わり >

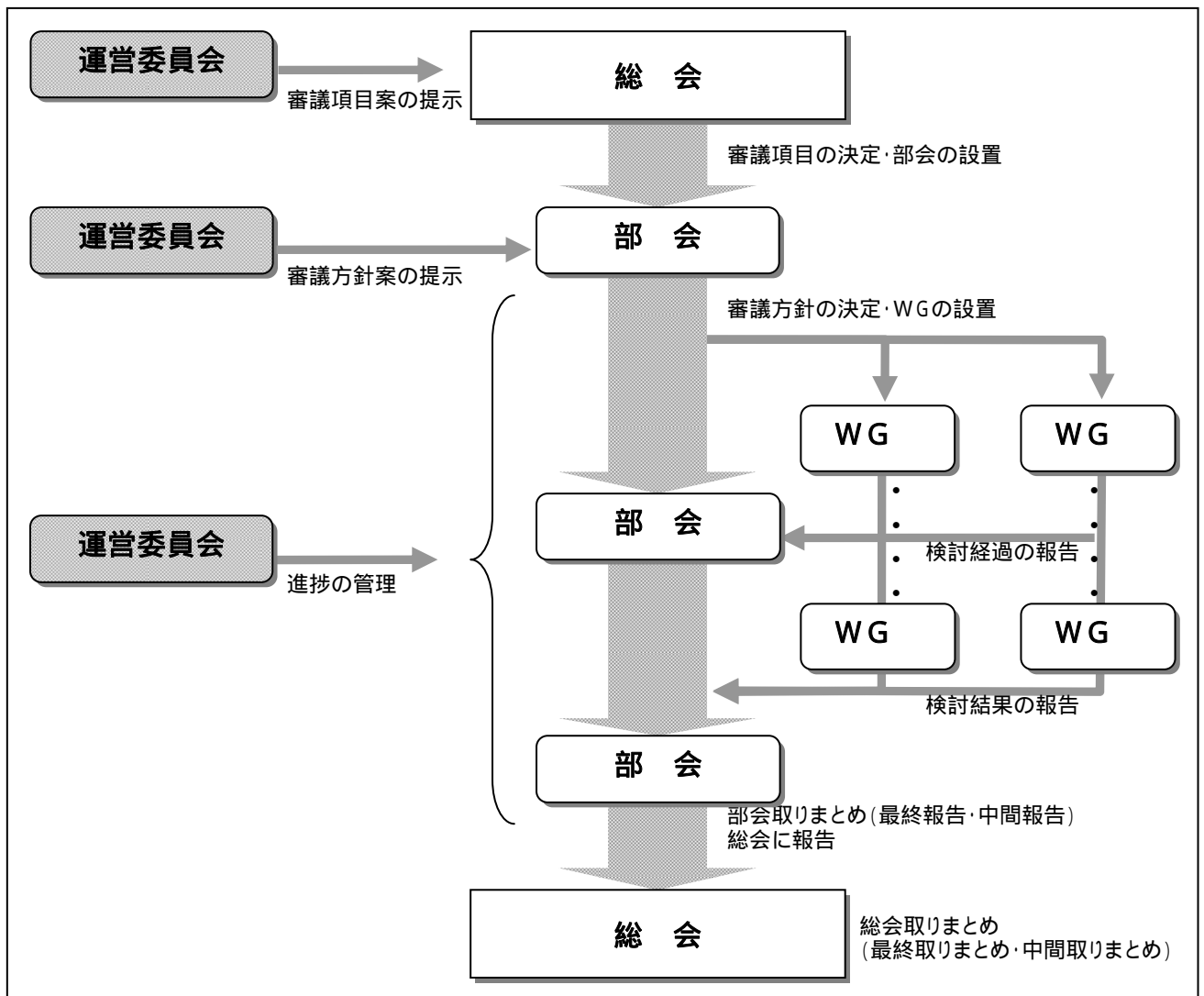
の範囲に限定されない、持続可能な発展に関するより一般的な上位戦略については、円卓会議の審議内容やマルチステークホルダー・プロセスとしての経験を踏まえ、その要否やあるべき策定体制について、必要に応じて、「協働戦略」の策定時に提言を行う。

<sup>2</sup> 1992年地球サミットにおいて採択された「アジェンダ21」は、各国政府に持続可能な発展に関する国家戦略(National Sustainable Development Strategy: NSDS)を策定することを求めており、我が国においては、これに該当するものとして、環境基本計画が国連持続可能な発展委員会(UN Commission on Sustainable Development: CSD)に登録されている。

## 2. 円卓会議の機構について

### (1) 審議の流れと各組織の役割

総会、部会、運営委員会の各組織の役割について、1年間の審議の流れの中で下図のように位置付けてはどうか。

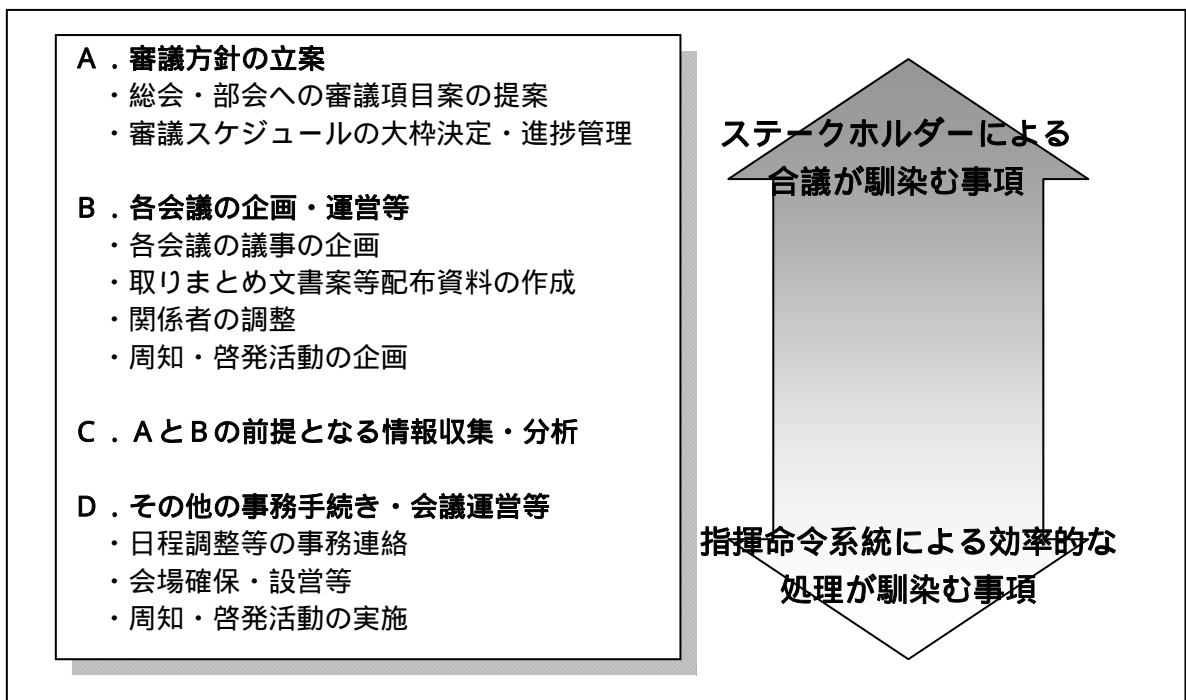


## (2) 運営委員会と事務局機能について

### 円卓会議の運営に必要な機能

ステークホルダー主体の運営を確保するために、運営に必要な機能のいくつかを、運営委員会などステークホルダー参画の下に行うべき。

ここで検討の対象とすべき機能は、次図のAからDに大別され、それぞれ、ステークホルダーによる合議が馴染むものと、指揮命令系統による効率的な処理が馴染む事項に分類できるのではないか。



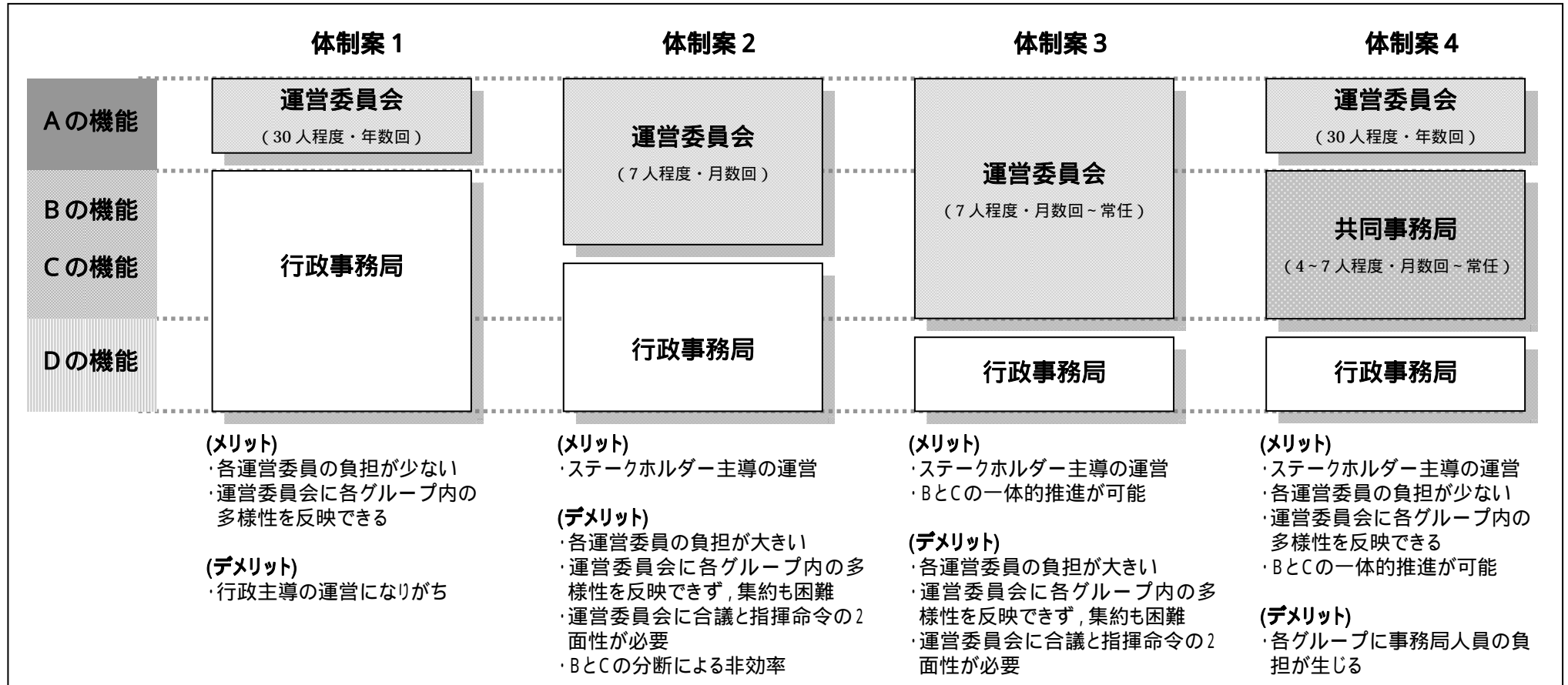
これに関して、特に以下の論点について検討すべき。

- ・ 運営委員会は、Aに加えどのような機能を担うべきか？ その場合の最適規模は？
- ・ 運営委員会が、合議による処理と指揮命令系統による処理の両方を担うことは可能なのか？
- ・ 運営委員会が担わない機能はすべて行政が担うのか？ 行政以外に何らかの事務局的な組織を設けるべきか？ その構成、規模、予算は？
- ・ BとCの機能を別組織で行うことは可能か？ 別組織で担う場合、どのような体制整備が必要か？

## 考えられる体制

上記の論点を踏まえ、以下のような体制の選択肢が考えられるのではないかと。

なお、体制案4の常任の共同事務局方式については、円卓会議が軌道に乗り、部会やワーキンググループの開催頻度が高まった段階で検討することとし、少なくとも初年度は、30人程度・年数回開催の運営委員会がAの機能を担うとともに、7人程度・月数回開催の幹事会が、運営委員会の信託を受け、Bの機能（及びCの機能の一部）を担うという選択肢もあるのではないかと。



体制案4の共同事務局については、運営委員会に所属するものとしてではなく、総会・部会・運営委員会全体の事務局機能を担当するものとして想定している。ただし、運営委員長が共同事務局長を兼務するなど、運営委員会の機能との連携を強化する工夫が考えられる。

### 3. 議事運営のあり方について

#### (1) 原則

##### 具体的な社会的課題の選択にあたっての3原則

持続可能な発展や組織の社会的責任の対象となる社会的課題が極めて多岐にわたるため、各ステークホルダーが円卓会議に割ける資源（委員としての参加など）に鑑みれば、一度に全ての課題を扱うことは非現実的である。また、マルチステークホルダー・プロセスで取り組む以上は、課題ごとの関係者の合意と参加を確保するとともに、対立ではなく協働を模索し得るような項目を選別して取り扱う必要がある。さらに、社会的責任はあくまで取組の主体となる組織とそのステークホルダーとの個別的な相互関係を基礎とするべきものであるため、促進策の検討にあたっては、個別的な関係の多様性に十分に配慮することが必要である。

そこで、特に「分野別重点課題」に整理される具体的な社会的課題については、国内外の現状に鑑みて特に重要で、かつ、マルチステークホルダーで議論することがふさわしい項目を選び取り、優先順位を付けて取り組んでいく方式が考え得る。

以上を勘案して、具体的な社会的課題に係る検討項目の決定にあたっては、以下の原則を重視することが求められるのではないかと。

##### ）協働の原則

特定の主体に対する要求のみを行うということではなく、各主体が単独では解決できない課題や、協働によってより大きな成果を得ることができる課題を扱うこと。

##### ）補完性の原則

社会的責任の取組は、個々の組織とそのステークホルダーとの多様な相互関係を基礎としながら、これを地域や分野ごとのネットワークが支え、さらに社会全体としての取組が全体的な基盤づくりを行う役割を果たす、重層的な関係の中で、各主体の多様性を尊重しながら促進されるべきであるということ。

##### ）参加の原則

個別の社会的課題ごとに検討すべき項目については、当該課題の関係者の合意と参加を得ること。

#### 他の論点

上記の3原則に加え、以下の原則を追加することについてどう考えるか。

##### ）将来世代の利益尊重の原則

現在世代の効用最大化だけでなく、それにより将来世代が受ける影響を念頭に置き、その利益に可能な限り配慮すること。

これらの原則の位置付けについて、具体的な社会的課題の選択に当たって尊重すべき原則として限定的に考えるべきか、あるいは、円卓会議の議論全般を通じて参加主体が尊重すべき原則として捉えるべきか。



## (2) 議事ルール

議事の円滑な進行や建設的な議論を確保するため、以下のようなルールを定めてはどうか。

### ）国際的な議論の動向との整合性の確保

審議にあたっては、社会的責任の定義や対象分野に関する国際的な議論の動向との整合性を確保するよう努める。

### ）具体的事例を取り上げる際の留意点

審議を深めるために委員で事例を共有する場合を除き、事件や事故に対する個別組織の具体的な対応を取り上げ、これを批判することはしない。審議を深めるために具体的な事例を取り上げる場合も、議事を非公開とするなど、円卓会議での議論を通じて個別組織が社会の批判を受けることのないよう慎重な対応を行う。

### ）建設的な議論

円卓会議は各主体の協働のあり方を模索する場であり、非生産的な批判を行う場ではない。したがって、各委員は、個別の組織や団体に対する一方的な非難は避ける。そのような発言があった場合、当該発言は議事に残さない。また、意見が対立した場合、それぞれ理由を明示するとともに、受け入れ得る代替案を提示するなど、建設的な議論に向けた誠実な対応を行う。

## 4. 当面の審議の進め方について

### (1) 「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」等について（確認）

国民生活審議会が示す基本方針によれば、円卓会議の成果について以下のように整理されている。

円卓会議は、概ね平成 22 年までに、目指すべき社会像、各主体の協働のあり方とそれぞれの役割、政府への政策提言を含む「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」として取りまとめる。ただし、段階的に中間取りまとめを行うとともに、緊急性の高い課題については取りまとめを待たずに順次取組に着手する。また、PDCA の観点から、定期的に進捗状況の把握を行い、その後の戦略に活用していく。

協働戦略には、以下の要素を含むことが期待される。

#### 目指すべき社会像

目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿とそこに至る道筋

#### 分野別重点課題

例えば持続可能な国民生活や地域社会のあり方など、の実現に向けた具体的な社会的課題について、各主体の協働のあり方やそれぞれが果たすべき役割、各主体が役割を果たす上で直面する問題を克服するための方策

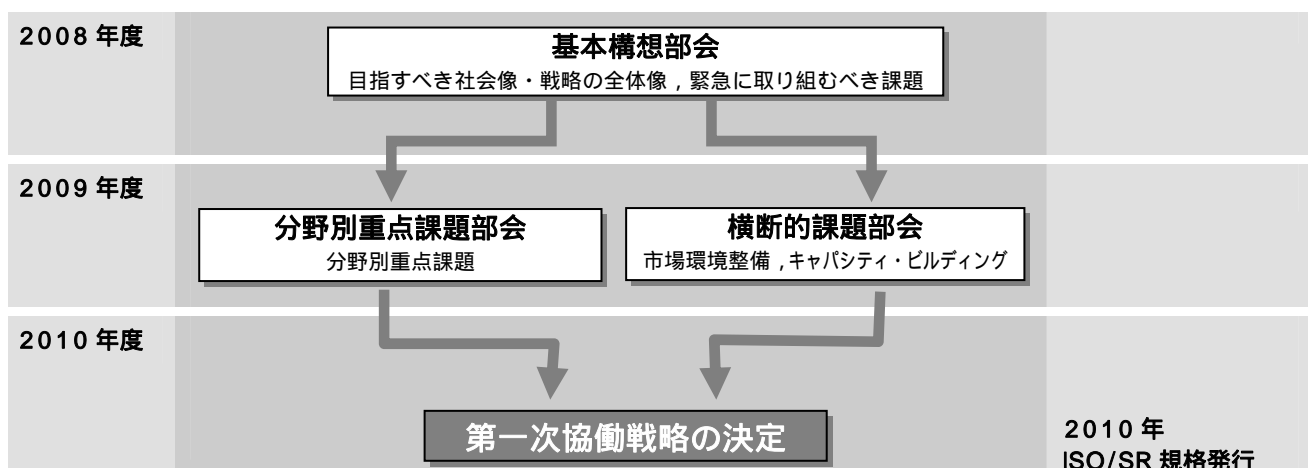
#### 横断的課題

一般の消費者・労働者・投資家の関心を高めるための普及啓発活動のあり方、持続可能な発展を支える人材の育成・交流や調査研究の促進など、関連する各主体の能力向上(キャパシティ・ビルディング)の支援に向けた方策、社会的責任投資(ないし責任ある投資)や社会的責任調達の促進策など横断的な市場環境の整備策など

(平成 20 年 4 月 3 日国民生活審議会意見より抜粋)

### (2) 当面の審議体制案

上記を踏まえ、円卓会議の当面の審議体制について、下図のような体制を想定して、円卓会議の発足までに各ステークホルダーグループで議論を行い、さらに運営委員会において詳細の議論を深めてはどうか。



### (3) 当面の審議内容等

円卓会議における当面の審議内容について、どのような事項が考えられるか。特に、協働戦略に盛り込むべき課題や、これを待たずに緊急に取り組むべき課題として、どのような事項が考えられるか。

上記の点について、諸外国の持続可能な発展戦略も参考（戦略の策定例については「参考」を参照）としながら、今後、円卓会議の発足までに各ステークホルダーグループで議論を行い、さらに運営委員会において詳細の議論を深めてはどうか。

### (4) その他

マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議の成否は、どれだけ広範な人々がそこでの議論に関心を持ち、直接・間接にこれに参画するかに懸かっている。参加者がいかに高い意識を持って議論を行ったとしても、各ステークホルダーグループを構成する個々の事業者団体、消費者団体、労働組合、NPO団体、ひいては一般の企業や労働者、消費者、投資家が関心を持たなければ、そこでの議論の実効性は低下する。そこで、円卓会議の開催にあたっては、積極的な周知啓発活動により各層の関心を喚起し、議論への参画を促すことが極めて重要である。開催までの間、どのような人々に対して、どのような形で周知啓発活動を進めるべきか。